富本錢と天武朝

上 田 正 昭

がたしかめられた。谷の西奥に金・銀・ガラスの工房があり、谷の入 品や仏具、工具や建築用金物あるいは武具など、さらにガラスや水晶・ な木簡が検出されたばかりでなく、金・銀・銅・鉄を素材として装飾 の東南の谷あいに位置し、いわゆる「天皇」木簡をはじめとする貴重 飛鳥池遺跡は、崇峻天皇元年(五八八)から造営がはじまった飛鳥寺 コハク・メノウなどの玉類を含むさまざまな製品を作った工房の存在 奈良県明日香村の飛鳥池遺跡で、注目すべき発掘成果があいついだ。

の天武天皇十二年四月十五日の条には、「今より以後、必ず銅錢を用 あったことは、 の富本錢が出土したことである。この富本錢が天武朝の鋳造銅貨で 口近くに鉄・銅・漆の工房があったことも明らかとなった。 とりわけ注目されるのは、 出土木簡やその地層からも推定できる。『日本書紀』 富本錢の鑄型・鑄棹ばかりでなく、大量 と考えられる。

るよ、 この詔にいう「銅錢」が、飛鳥池遺跡でみつかった富本錢に相当する 銀錢を用ゐること莫れ」という天武天皇の詔が記されている。

けれども、これらの富本錢は、まじないに用いられた厭勝錢とみなさ 原京で一点、大阪市天王寺区の細工谷遺跡で一点などが出土していた れてきた。しかしこのたびの鋳型をともなう大量の富本錢によって、 天武朝の銅錢であることがたしかとなった。 飛鳥池遺跡で富本錢が数多くみつかるまでに、平城京跡で三点、 藤

ない。 るとおり、すでに銀錢が用いられていたから、 のほとんどがわが国最初の貨幣とされたが、それは必ずしも正確では 飛鳥池遺跡からの富本錢の出土にかんするマスコミの報道では、そ なぜなら天武天皇十二年(六八三)四月の詔にも述べられてい 必ず銅錢を使用せよ、

銀錢を使うなと命じたのである。通貨としてどこまで流通したかは疑 ていたことがわかる。 \mathcal{O} 塔心礎から十二枚が出土していて、少なくとも天智朝には使用され その数は二百点をこえる。天智天皇の創建と伝える近江の崇福寺 いわゆる無文銀錢が存在した。無文銀錢は十七ヶ所でみつか

二二)のころから和同銅錢の流通が増大した。 もかかわらず、銀錢は流通しつづけて、養老五年・六年(七二一・七 廃止を命じている。すでに指摘されているように、 連する。 されたのも、地金としての銀の流通がさかんに行われていたことと関 示す。和銅元年(七○八)の五月、銅錢にさきだって和同銀錢が発行 れである。この詔は地金としての銀の流通は従来どおり認めたことを のできない記事がある。「銀用ゐることを止むること莫れ」の詔がそ 『日本書紀』の天武天皇十二年四月十八日の条には、 和銅元年八月に和同銅錢が発行されたが、 和同銀錢の禁令に 同時に和同銀錢の みのがすこと

これらを加えても、 報道のあと、長野県下伊那郡高森町下市田の武陵地第一号墳から、 ことはたしかと思われるが、 鋳造されたこととは別の問題である。銅錢として富本錢が発行された 原古墳で、明治~昭和初期にみつかったという富本錢が確認されたが、 治末期にみつかったと伝える富本錢一点、 富本錢が通貨としてどれくらい流通したかは、 なぜならあまりにも出土例が少ないからである。富本錢発見の 出土地の範囲は限られている。 実際にはあまり流通しなかったのではな 長野県飯田市の高岡・新井 貨幣として富本錢が 明

> あるいは飛鳥の都から派遣された官人らを媒体に信濃へ伝えられたも 軽部朝臣足瀬らが信濃に行宮を造ったと述べているのが参考になる。 長野県(信濃)の場合は、『日本書紀』の天武天皇十三年二月の条 三野王らを信濃に派遣して地形を調査させ、 同十四年十月の条に

に、

のかもしれない。

和同開珎発行以前に、富本錢などが貨幣としての意味をもっていたこ とを軽視するわけにはいかない。 元年(七〇一)の大宝律に錢貨の私鋳が禁じられているのをみても 現実には頴稲と布が錢貨にかわる機能をはたしていた。 しかし大宝

したおり、「富民の本は食貨にあり」と奏したと述べるのも、この富 貨幣の流通は、「富民の本」とする中国為政者の理念のひとつであっ 足り貨通じ、然る後に国實り、民富む」と記すように、食物の充足と 富本の思想は古代中国にあって、たとえば『漢書』の食貨志に、「食 本思想の反映である。 た。『芸文類聚』に後漢の名将馬援が、 かねてから私が注意してきたのは、この銅貨の名称「富本」である。 光武帝に五銖錢の再鋳を進言

本書紀』)。 を富ます本は、 五)十月の元正天皇の詔に、「国家の隆泰は、民を富すに在り、 この富本の思想がわが国にも受容されていたことは、 務めて食貨に従る」とあるのをみてもわかる(『続日 霊亀元年 £ 民

れていたことは、『日本書紀』が天武天皇を「生れまししより岐嶸な 天武天皇が中国の典籍に精通し、天文・遁甲の分野においてもすぐ

しているのにもうかがわれる。

王申の年(六七二年)、吉野に挙兵して近江の大津宮を陥落させ、 大海人皇子(のちの天武天皇)は、王申の乱のさ ま力で皇位についた大海人皇子(のちの天武天皇)は、王申の乱のさ なか、みずから式(占いの心木)をもって占い、また美濃の不破から でせた(『日本書紀』天武天皇元年六月・七月の条)。この伝えは『古事 させた(『日本書紀』天武天皇元年六月・七月の条)。この伝えは『古事 記』の序にも明記されていて、「杖矛威を挙げて、猛士烟のごとく起 こり、絳旗(赤旗)兵を耀かして、凶徒瓦のごとく解けき」と表現さ れている。漢の高祖が赤帝の子であると称して、旗幟に赤を用いたこ とは、『漢書』の高帝紀にみえるが、大海人皇子はその故事に倣った とは、『漢書』の高帝紀にみえるが、大海人皇子はその故事に倣った のであろう。

『万葉集』には、柿本人麻呂が壬申の乱の司令官であった高市皇子をしのんだ挽歌を載せている。その挽歌に壬申の乱を詠んで *捧げたをしのんだ挽歌を載せている。その挽歌に壬申の乱を詠んで *捧げたたことは、つぎのような例からもみきわめられる。天武天皇中に大武天皇が「天文・遁甲」にすぐれ、道教にも深い関心をいだいて、大武天皇が「天文・遁甲」にすぐれ、道教にも深い関心をいだいて、大武天皇が「天文・遁甲」にすぐれ、道教にも深い関心をいだいて、大武天皇が「天文・遁甲」にすぐれ、道教にも深い関心をいだいて、大七五)正月に占星台をつくったばかりではない。天武天皇中三年(六七五)正月に占星台をつくったばかりではない。天武天皇中三年(六七五)正月に占屋台をつくったばかりではない。天武天皇中三年の十月にさだめた新姓(八色の姓)の第一に真人、その第五に道師の十月にさだめた新姓(八色の姓)の第一に真人、その第五に道師の十月にさだめた新姓(八色の姓)の第一に真人、その第五に道師の十月にさだめた新姓(八色の姓)の第一に真人、その第五に道師を位置づけ、その和風の論が「天淳中原瀛真人」であったのも、いずをしているり、本の人の大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人で、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人では、「本が大田の人で、「本が大田の人では、「本が大田の人であり、「本が大田の人で、「本が大田の人であり、「本が大田の人で、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人であり、「本が大田の人で、「本の人で、「本の人で、「本の人で、「本の人で、「本の人で、「本の人」」「本が大田の人で、「本のんで、「本の人で、「本の人で、「本のんの人で、「本の人で、「本の人で、「本の人で、「本の人で、「本のんで、「本の人で、「本のんで、「本のんの、「本の人で、「本のり

た。

道教の三神山のひとつである瀛洲山の瀛にもとづき、真人は前述の道道師は道教の教師に由来する。かつて論証したとおり、瀛真人の瀛は、

教の真人であった。

を採用した。十一年の九月には「今より以後、跪礼・匍匐礼」を廃止し、「立礼」来であった。宮廷の礼法についても、唐の礼法にならって、天武天皇へ」を献じ、その日に招魂(鎮魂)が行われたが、その「白朮」は仙天武天皇十四年の十一月二十四日、法蔵法師と金鐘が「白朮の煮た

が投影されていたのではないか。したのか。唐を強く意識しながらも、そこには天武朝独自の国家理念富本錢がつくられたと考えられるが、なぜこの銅貨を「富本」と命名店の通貨開元通宝 (六二一年に鋳造はじまる) の銅錢をモデルとして、

とも頻繁に交渉をもったのは百済・高句麗滅亡後の統一新羅であっするまでの間は、遣唐使の派遣は中絶していた。そしてその期間をもっもむいてから、大宝二年(七○二)に遣唐押使粟田朝臣真人らが入唐天智天皇八年(六六九)に大使河内直鯨らの遣唐使一行が中国へお

していた。それは『新唐書』の日本の条や高句麗道顕の『日本世記』ことを物語る木簡が出土したが、日本という国号も天武朝には具体化ていた。飛鳥池遺跡から遅くとも天武朝には天皇号が使用されていためられつつあった天武朝には、いちだんと日本国の内実化がめざされ飛鳥浄御原令をつくり(施行は持統朝)、大藤原京建設の構想がまと

での富本銭の発行であった。の書名「日本」などからも明らかである。そのような時代背景のなかの書名「日本」などからも明らかである。そのような時代背景のなか

十八階の位階が制定された。推古天皇十一年 (六〇三) の徳・仁・礼・ 四階、務位四階、追位四階、 正月二十一日には、明位二階、浄位四階、正位四階、直位四階、 れるが、あらたな位階制の実施にも反映されていた。天武天皇十四年 までの飛鳥文化とはおもむきを異にする日本的いろあいが濃厚とな 信・義・智(それぞれに大小あり)の冠位十二階、あるいは大化三年 る。それは仏像彫刻や万葉の白鳳歌人の個性豊かな特色にもみいださ ランクされているのも興味深い。 十三階などとは異なって、その後長く日本の徳目として象徴される 「明」く、「浄」く、「正」しく、「直」くが、天武朝位階制の上位に常 (六四七)の織・繍・紫・錦・青・黒(それぞれに大小)・建武の七色 天武・持統朝を中心とするいわゆる「白鳳時代」の文化には、それ 進位四階(それぞれに大・廣がある) 0) 勤位 应

くに「浄公民」と称したのも、天武朝であった。宮号のみであり、別に詳しく論証したとおり、公民のなかの良民をと宮皇の宮号で「飛鳥浄御原宮」と「浄」を冠するのも、天武天皇の

本錢のあらたな検出は、日本貨幣史の通説を問いただすばかりでなく、後半における東アジアのなかの日本国家のありようをも示唆する。富土は、『日本書紀』の詔の信憑性をたかめたにとどまらず、七世紀ののありようを示唆し、あわせて鑄型・鑄棹をともなっての富本錢の出天武十二年四月の銅錢のあらたな鋳造とその発行は、天武朝の政策

古代の政治史にもあらたな問題を提起する。

(京都大学名誉教授・古代日本・東アジア史専攻)